株主各位

大阪府高槻市栄町1丁目23番1号

株式会社 音 通

代表取締役社長 岡 村 邦 彦

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。 さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしま すので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬具

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご記名、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

記

- 1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日) 午前10時
- 場 所 大阪府高槻市大手町3番46号 高槻商工会議所 4階 大ホール
- 3. 会議の目的事項

報告事項 第26期 (平成17年4月1日から平成18年3月 31日まで) 営業報告書報告の件

決議事項

第1号議案 第26期貸借対照表、損益計算書および利益 処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の代理行使の 勧誘に関する参考書類」の23頁から33頁ま でに記載のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申しあげます。

添付書類

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期のわが国の経済情勢は、原油価格の高騰など不安要素は残っているものの、企業の収益改善や設備投資の増加など、景気回復の兆しが現れ、雇用情勢の好転など個人消費も緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社の事業部門が関係する業界におきましては、競合他社との競争、店舗の閉店など、厳しい状況が続いております。

その中にあって、食料品・生活雑貨小売事業は、当期に おいて、新たに直営店舗11店舗とフランチャイズチェーン 店舗6店舗の出店を行い、順調な成長を続けております。

さらに、株式会社ポロロッカより近畿地区食品スーパーマーケット17店舗を営業譲受け、店舗名を「F MART」として、食料品販売部門の更なる充実と発展を目指しました。

また、カラオケ事業につきましても、マーケットが縮小傾向にある中、前年に引き続き売上の拡大を実現することができました。

なお、平成18年3月1日付をもって、食料品・生活雑貨 小売事業を、株式会社音通エフ・リテール(旧社名:株式 会社ベスト薬品(当社100%子会社))に、カラオケ事業を 株式会社音通マルチメディア(旧社名:富士音工株式会社 (当社100%子会社))に、それぞれ会社分割いたしました。

●食料品·生活雑貨小売事業

当部門は、食料品・雑貨を中心とした総合100円ショップ「FLET'S」を中心に店舗展開をしており、お客様から高い評価をいただき好調に推移し、新規出店店舗を加え、現在直営店45店舗(大阪府22店舗、京都府7店舗、兵庫県8店舗、東京都6店舗、埼玉県2店舗)とフランチャイズチェーン店20店舗(北海道7店舗、神奈川県1店舗、滋賀県1店舗、京都府3店舗、大阪府6店舗、兵庫県2店舗)を運営し、売上高145億8百万円を達成することができました。

●カラオケ関連事業

当部門におきましては、ディーラー統合による売上高の増加および業務用ゲーム機器の販売、メンテナンスによる売上増加と合理化努力の結果、売上高は16億2千7百万円となりました。

●その他事業部門

当部門におきましては、店舗設備の賃貸収入等をあわせて売上高1億9千3百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高は、163億2千9百万円となりました。

一方、利益面におきましては、合理化の徹底、ローコストで高効率な経営を推進した結果、営業利益は3億7千1百万円、経常利益は2億6千万円、当期純利益は1億3千9百万円を達成することができました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は19億2千9百万円であり、その主要なものは、「FLET'S」店舗の開設と賃貸用資産の取得であります。

(3) 資金調達の状況

① 平成17年9月29日に第三者割当増資により新株式 1,210,000株を発行しております。

発行価額の総額

1株につき268円 324百万円

- ② 平成17年12月14日に第1回無担保転換社債型新株予約 権付社債15億円を発行しております。
- ③ 借入金の状況は次のとおりであります。

借 入 額返 済 額

58億3千5百万円 40億5千4百万円

(4) 会社が対処すべき課題

今後の見込みにつきましては、経営環境に明るい兆しは見 え、個人消費も緩やかな回復基調にあると判断されますが、 各事業における同業者との競合は一層激しさを増すものと思 われます。

当社グループは、このような状況の下、引き続き合理化、 高効率化の徹底による更なる経営基盤の充実に努めてまいり ます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

(単位:百万円)

区分	第 23 期 平成15年3月期	第 24 期 平成16年3月期	第 25 期 平成17年3月期	第26期(当期) 平成18年3月期
売 上 高	3, 807	8, 398	10, 415	16, 329
経常利益	134	205	235	260
当期利益	73	_	_	_
当期純利益	_	115	111	139
1株当たり 当期利益	11円33銭	_	_	_
1株当たり 当期純利益	_	14円96銭	3円05銭	1円51銭
総資産	5, 879	7, 233	7, 575	12, 273
純 資 産	1, 095	1, 139	1, 181	3, 337

- (注) 1. 第24期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」による改正後の商法施行規則の規程に基づいて計算書類を作成しております。このため、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
 - 2. 1株当たり当期利益および1株当たり当期純利益は、 期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 3. 主な変動は次のとおりであります。

[第24期]

売上高および経常利益が増加しましたのは、カラオケ事業におけるディーラー統合による売上増加、「FLET'S」の新規出店によるものです。

[第25期]

1株当たり当期純利益が減少しましたのは、平成 16年5月24日に1:1.4、平成16年11月22日に1: 3の株式分割を実施したことによるものです。

[第26期]

- ①売上高が増加しましたのは、カラオケ事業におけるディーラー統合による売上増加、「FLET'S」の新規出店、株式会社ポロロッカより食品スーパーマーケット17店舗の営業譲受けによるものです。
- ②1株当たり当期純利益が減少しましたのは、平成17年11月21日に1:2.5の株式分割を実施したことによるものです。

2. 会社の概況(平成18年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

音通グループの持株会社として、グループ全体に対する 経営戦略の策定及びグループ全体の管理を行っておりま す。グループの主要な事業内容は次のとおりです。

① 食料品、生活雑貨小売事業

(株式会社音通エフ・リテール)

総合100円ショップ「FLET'S」の経営およびフランチャイズチェーン店舗の運営、食品スーパー「F MART」の経営およびフランチャイズチェーン店舗の運営、ドラッグストア「ベスト薬品」の経営、

② カラオケ事業

(株式会社音通マルチメディア、株式会社ジャムテック) カラオケ機器および関連商品の販売および賃貸 業務用ゲーム機器の販売および賃貸

③ オーディオ・ビジュアル商品販売事業 (株式会社ハブ・ア・グッド)

株式芸在ハノ・ア・クット) レンタル用コンパクトディスク、ビデオソフト、 その他関連商品の卸販売

(2) 企業集団の主要拠点

当社本社(大阪府高槻市)

株式会社音通エフ・リテール本社(大阪府高槻市)

関西本部(大阪府高槻市) 関東本部(東京都台東区)

関東本部(東京都市東区) 株式会社音通マルチメディア本社(大阪府高槻市)

大阪営業所 (大阪府淀川区)

東京営業所(東京都墨田区) 株式会社ハブ・ア・グッド本社(大阪府茨木市)

> 札幌営業所(札幌市中央区) 東京営業所(東京都千代田区) 名古屋営業所(名古屋市北区) 福岡営業所(福岡市東区)

商品センター (大阪府茨木市) 株式会社ジャムテック (大阪府茨木市) マクロス株式会社 (東京都台東区)

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数

355,000,000株

- (注) 平成18年2月28日開催の当社臨時株主総会において定款変更決議を行い、会社が発行する株式の総数を131,762,000株から355,000,000株に変更しております。
- ② 発行済株式の総数 98,644,914株
 - (注) 平成17年9月29日の第三者割当増資、平成17年11月21日の 1:2.5の株式分割、平成17年12月、平成18年1月の第1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使等により発行 済株式の総数が65,704,314株増加し、98,644,914株となっ ております。

③ 株 主 数

4,128名

④ 新株予約権の状況

新株予約権の数 目的となる株式の種類および数 5,315個

普通株式 16,403,500株

新株予約権の発行価額

無償

⑤ 大 株 主

株主名	当社への	出資状況	当社の大株主への出資状況				
休 土 名	持株数	出資比率	持株数	出資比率			
	株	%	株	%			
株式会社デジユニット	28, 607, 500	29.00	_	–			
株式会社第一興商	8, 377, 500	8. 49	_	_			
大阪証券金融株式会社	5, 449, 000	5. 52	_	_			
株式会社エム・ティー・エー	1,740,000	1. 76	_	_			
三栄文化機器株式会社	1, 732, 500	1.76	_	_			
アサヒコミュニケーション ネットワーク株式会社	1, 732, 500	1. 76	_	_			
有限会社ヒューマンネット	1, 732, 500	1.76	_	_			

- (4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況
 - ① 取得状况

普 通 株 式 取得価額の総額 508, 450株 56, 536, 000円

普 通 株 式 処分価額の総額 1,236,285株 107,903,632円

③ 決算期における保有株式 普 通 株 式

50,581株

- (5) 当期中において、株主以外の者に対して特に有利な条件 で発行した新株予約権の状況
 - で発行した新株予約権の状況 ① 発行した新株予約権の数 4,800個
 - (新株予約権1個につき1,000株) ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数
 - 普通株式4,800,000株
 - ③ 新株予約権の発行価額 無償
 - ④ 権利行使時の1株当たり払込金額

282円

- ⑤ 新株予約権の行使期間
 - 平成17年8月30日から平成32年8月29日まで
- ⑥ 行使の条件
 - a. 権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。) は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会におい て、割当を受けた当初の新株予約権者において、こ れを行使することを要する。
 - b. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認 められない。
 - c. 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権 の全部または一部の行使をすることができる。ただ し、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約 権の行使は認められない。

- d. 新株予約権の発行時において当社の取締役、監査役、社員ならびに当社の関係会社の取締役、役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、社員、嘱託社員または当社の関係会社の取締役、社員、嘱託社員であることを要する。ただし、当社の取締役、監査役または当社の関係会社の取締役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合、または当社もしくは当社の関係会社の社員または嘱託社員が定年により退職した場合および会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りでない。
- e. 新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会 社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行 使時において、当該会社の役員であることを要す る。ただし、当該新株予約権者が新株予約権の行使 時において当該会社の役員でない場合であっても、 新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株 予約権の数および行使の時期につき当社取締役会の 承認を得た場合には、この限りでない。
- f. その他新株予約権の行使の条件は、「新株予約権割 当契約書」に定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の消却
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の 行使の条件から外れた新株予約権については、無償 で消却することができる。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者 が有する新株予約権のすべてを無償にて消却できる ものとする。
- ⑧ 新株予約権者の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を 要するものとする。
- ⑨ 有利な条件の内容 当社および当社子会社の取締役、従業員および業務委 託取引会社の役員に対し新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数 当社取締役

氏			名	新株予約権の数
岡	村	邦	彦	1,192個
仲	Щ		進	1,192個
小	林		護	1,192個
藤	本	佳	男	60個
伊	澤	三	男	60個
山	村	洋	_	60個
林		伸	昭	60個
宮	Щ		旭	60個
日	比 谷		真	60個

当社従業員、関係会社取締役および関係会社従業員 (上位10名)

氏			名	新株予約権の数
伊	藤	文	明	50個
乾		正	典	30個
寺	澤	克	彦	30個
中	西	雅	之	15個
Щ	下	健	二	15個
左右	ī 田	正	則	15個
Л	崎	伸	=	15個
畑	田	充	弘	15個
村	橋	義	政	15個
岩	村		護	15個

業務委託会社の役員

氏	名	新株予約権の数
橋 岡	祐 治 郎	60個
谷 本	征 治	60個
塚 本	俊 之	30個

当社従業員に対して付与した新株予約権の区分別内訳 合計

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	付与した者の総数
当社従業員	403個	普通株式 403,000株	140名

関係会社取締役、関係会社従業員に対して付与した新 株予約権の区分別内訳合計

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類および数	付与した者の総数
関係会社取締役	90個	普通株式 90,000株	5名
関係会社従業員	221個	普通株式 221,000株	47名

(6) 従業員の状況

従	業	員	数	前期末比增	自減	平	均	年	齢	平均勤続年	数	ı
			名		名				歳		年	ı
	14	12		+70			40.	. 7		2.9		ı

- (注) 1. 従業員増加の主な要因は、平成17年6月11日に実施された株式会社ポロロッカの営業譲受に伴うものであります。
 - 2. 従業員に臨時従業員(パートタイマー)は含みません。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 持株比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハブ・ア・グッド	100百万円	100.00%	レンタル用コンパクトディスク、 ビデオソフト、ブランクテープ等 の販売
株式会社音通 マルチメディア	20百万円	100.00%	カラオケ機器の販売・賃貸
株式会社音通 エフ・リテール			食料品、日用雑貨、医薬品等の販売
株 式 会 社 ジャムテック	10百万円	100.00%	ゲーム機器の販売・賃貸

② 企業結合の成果

上記の重要な子会社4社の売上高の合計は102億8 千9百万円、当期純利益の合計は9千2百万円であります。

③ その他重要な企業結合の状況

会	社 名	資本金	当 社 の 持株比率	主	要	な	事	業	内	容
マ株	クロス 式会社	50百万円	50.00%	事務	機器、	日用	雑貨	等の輌	俞入、	販売

(8) 主要な借入先

/+t:	借入先		#1 A 录音	当該信	昔入	先が有	する	当社	上の村	朱式
16			借入金残高	持	株	数	出	資	比	率
			百万円			株				%
株式会	社みず	ほ銀行	1,030		_			-	_	
株式会	社三井住	友銀行	861	_			_			
株式会社	三菱東京U	JF J銀行	635	_			_			
株式会	社あおぞ	ら銀行	320		_		_			
商工組	1合中5	央 金 庫	300	_			_			
農林	中 央	256	_							
株式会	社りそ	な銀行	167		_			_	_	

(9) 取締役および監査役

会	生に	おけ	る均	也位	E	E	4	Ż.	担当または主な職業
代	代表取締役社長			:長	岡	村	邦	彦	
代	代表取締役副社長				仲	Ш		進	管理本部長
専	務	取	締	役	小	林		護	株式会社音通マルチメディア本部長(兼務)
取		締		役	藤	本	佳	男	株式会社音通エフ・リテール関西本部部長(兼務)
取		締		役	伊	澤	三	男	株式会社音通マルチメディア業務部部長(兼務)
取		締		役	Щ	村	洋	_	管理部長
取		締		役	林		伸	昭	株式会社ハブ・ア・グッド取締役営業部長(兼務)
取		締		役	宮	Щ		旭	株式会社音通マルチメディア営業部部長(兼務)
取		締		役	目上	七谷		真	株式会社音通エフ・リテール関東本部部長(兼務)
監		査		役	松	下	實	人	(常勤)
監		查		役	石	丸	哲	朗	有限会社アップル代表取締役
監		査		役	平	井	英	孝	株式会社エレファント代表取締役

- 3. 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事実
 - (1) 平成18年4月6日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割を実施しております。
 - ① 平成18年5月1日付をもって、普通株式1株につき1.8株に分割いたしました。
 - i 分割により増加した株式 普通株式 79,344,331株
 - ii 分割の方法

平成18年4月30日(日曜日)[ただし、同日は名義書換代理人の休業日のため、実質上は平成18年4月28日(金曜日)] 最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.8株の割合をもって分割いたしました。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配いたします。

- ② 配当起算日 平成18年4月1日(土曜日)
- (2) 子会社の設立及び営業譲受
 - ① 設立会社の概要
 - i. 商 号 株式会社エスティビー
 - ii. 設立年月日 平成18年4月14日
 - iii. 本店所在地 大阪府高槻市栄町 1-23-1
 - iv. 代表 者 代表取締役 岡村 邦彦
 - v. 資 本 金 1,000万円
 - vi. 決 算 期 3月
 - vii. 当社との関係 株式会社エフ・リテール (連結子会社) の100%出資会社
 - ② 設立した主旨

株式会社アイ・エフが、100円均一ショップ「百圓領 事館」を関西地区中心に展開しておりますが、当社 グループの運営ノウハウを活かすことにより、店舗 の再建を図ることができるものと判断し、受入のため設立しました。

③ 営業の譲受け

株式会社エスティビーは、民事再生手続き中であります株式会社アイ・エフの再生計画案につき、大阪地方裁判所において、認可決定の確定がなされることを条件として、株式会社アイ・エフの営業のすべてを譲受けることとし、平成18年5月8日付で営業譲渡契約を締結いたしました。

なお、営業の譲受日につきましては、民事再生計画 の認可決定の日から一ヶ月以内の日に、営業譲渡を 実施する予定であります

- ④ 営業の譲受けの内容
 - i. 譲受けの内容

100円均一ショップ「百圓領事館」等の店舗29店舗 (FC店舗含む) の営業。

- ii. 譲受け価額および決済方法 2億2,000万円(予定) 現金決済(予定)
- ⑤ 株式会社アイ・エフの概要
 - i. 商 号 株式会社アイ・エフ
 - ii. 主な事業の内容 100円ショップ「百圓領事館」の経営
 - iii. 設立年月日 昭和61年9月1日
 - iv. 本店所在地 大阪市中央区内久宝寺町3-4-1
 - v. 代表 者 代表取締役 澤井 要一
 - vi. 資 本 金 6,500万円 (平成17年3月期)
 - vii. 決 算 期 3月末
 - viii. 売 上 高 4,445,029千円
 - ix. 店 舗 数 29店舗 (FC店舗を含む)

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

//r ± 0	40		(単位:十円)
資産の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	4, 890, 762	流動負債	4, 974, 884
現金預金	2, 043, 869	買 掛 金	920, 607
受 取 手 形	13, 180	短期借入金	300,000
売 掛 金	12, 279	一年内償還予定の社債	120,000
貯 蔵 品	2, 303	一年内返済予定の	
前払費用	39, 970	長期借入金	1, 437, 899
短期貸付金	2, 977	割賦支払手形	25, 588
繰延税金資産	10, 444	一年内支払予定	
未 収 金	129, 290	の長期割賦未払金	205, 603
立替金	2, 125, 893	未 払 金	223, 248
その他	510, 552	未 払 費 用	9, 081
固 定 資 産 有形固定資産	7, 366, 384 3, 444, 683	未払法人税等	101, 046
有形固定資産 賃貸用資産	637, 286	仮 受 金	1, 537, 925
東東州東座	1, 540, 117		
構築物	1, 540, 117		93, 884
車両運搬具	27, 756	固定負債	3, 961, 598
十 器 備 品	256, 404	社 債	370, 000
土地	836, 523	長期借入金	3, 328, 199
無形固定資産	38, 234	長期割賦支払手形	16, 059
営 業 権	30, 904	長期割賦未払金	128, 258
電話加入権	3, 679	長期未払金	27, 983
水道設備利用権	3, 436	預り保証金	72, 583
ソフトウェア	213	退職給付引当金	18, 513
投資その他の資産	3, 883, 466	負 債 合 計	8, 936, 483
投資有価証券	78, 365	資本の	部
関係会社株式	505, 579		
長期貸付金	11, 187	資 本 金	1, 377, 874
関係会社長期貸付金	300, 805	資本剰余金	1, 507, 789
破産債権・更生債権等	4, 390	資 本 準 備 金	1, 349, 974
長期前払費用	291, 011	その他資本剰余金	157, 814
差入保証金	1, 691, 234	自己株式処分差益	157, 814
建設協力金	987, 178	利 益 剰 余 金	464, 029
繰延税金資産	17, 750	利益準備金	18,000
その他	3, 662	当期未処分利益	446, 029
貸倒引当金	△ 7,698	その他有価証券評価差額金	△ 5, 573
操延資産	16, 437	自己株式	△ 7, 020
新株発行費	8, 253		
社債発行費	8, 183	資本合計	3, 337, 100
資 産 合 計	12, 273, 583	負債および資本合計	12, 273, 583

損益計算書

(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)

(単位:千円)

		科		目			金	額
		営	業	収	益			
	営	売		上		高		16, 329, 321
	業	営	業		用			
経	損	売	上	原		西	12, 473, 227	
ル土	益		一 売費及				3, 484, 420	15, 957, 647
常		営	業	利		<u>₹</u>	3, 101, 120	371, 674
"		営	 業 タ			ш:		371, 074
損					益	4	05 100	
	営	受	取	利		息 ^	25, 132	
益		受	取			全	1, 268	
	業	経	営	指	算 米	4	_	
0	外	そ		0)	f	也	15, 737	42, 138
	損	営	業タ	費	用			
部	益	支	払	利	Į.	息	115, 670	
		社	債 発	行 費	償 扌	却	19, 226	
		そ		0)	fi	也	18, 457	153, 354
	経		常	利	才	盐		260, 458
A-t-	特		引	利	益			
特別提		貸 倒	引当	4 戻	入 组	金	17, 200	17, 200
損益の	特		引	損	失			
の部	''					_		
		固定	資産	除	却!	員	2, 394	2, 394
税	. 弓	前	当 期	純	利益	益		275, 264
法	人	税、住	民 税	及び事	業業	兑	137, 242	
法	.)	人 税	等	調	整 奢	頂	△ 1,174	136, 068
当		期	純	利	ž	益		139, 196
前	ī	期	喿 起	並 利	l 注	益		340, 941
中		間	配	当	客	頂		34, 108
当	其	明 未	処	分 和	利 挂	益		446, 029

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①棚制資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

②有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時

価法。(評価差額は全部資本直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定。)

移動平均法による原価法 時価のないもの

- ③デリバティブ 時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産

建物及び構築物 定額法 上記以外の有形固定資産 定率法

主な耐用年数

建物及び構築物

3~47年

賃貸用資産 その他

3~47年 3~20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内にお ける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用してお ります。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則による最長期間(3年) にわたり均等償却しております。

社 債 発 行 費

商法施行規則による最長期間(3年) にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別の回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しており ます。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 期末における退職給付債務(自己都 合退職金要支給額) の額に基づき計 上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

金利キャップおよび金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 金利キャップおよび金利スワップヘッジ対象 借入利息
- ③ ヘッジ方針

当社は借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする 目的にのみ取引を限定する方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社は金利キャップ取引および金利スワップ取引を行っていますが、そのすべてが特例処理の要件を満たすため、その判定をもってヘッジの有効性評価の判定に代えております。

- (7) その他計算書類作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

- 2. 貸借対照表注記事項
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額

923,678千円

- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により 使用している重要な固定資産として賃貸用店舗什器備品お よびコンピュータソフトがあります。
- (3) 担保に供している資産

現 金 預 金 200,036千円 差入保証金 9,900千円

- (4) 割賦払の方法で購入しているため所有権が売主に留保されているものの代金未払額は281,833千円であります。
- 3. 損益計算書注記事項

1件当たりの当期純利益 1円51銭 なお、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式 に係る当期純利益は139,196千円、また1株当たり当期純利 益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は86,116 千株であります。

4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位:円)

							(平位・口)
	科			目		金	額
当	期	未	処	分利	益	4	46, 029, 995
			これ	を次のと	おり処	分いたします。	
利	益	É	配 つ き	当	金		39, 437, 733
(1 役	1木	員	ر ا ا	4 0	金 銭) 与		9, 100, 500
			計				48, 538, 233
次	期	繰	越	利	益	3	97, 491, 762

⁽注) 利益配当金は自己株式50,581株を除いて計算しております。

監査報告書

平成18年5月18日

株式会社 音 通 代表取締役社長 岡 村 邦 彦 殿

株式会社 音 通

監査役松下實人⑩監査役石丸哲卿
監査役平井英孝卿

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第26期営業年度における取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。

その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および重要な事務所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて関連会社から営業の報告を求めました。

また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照 表および損益計算書の記載と合致しているものと認めま す。
- (2) 貸借対照表および損益計算書は、法令および定款に従い、 会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと 認めます。
- (3) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令および定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは 定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の	部	負債の	部
科目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6, 428, 632	流動負債	5, 931, 189
現金預金	2, 734, 435	支払手形及び買掛金	2, 820, 551
受取手形及び売掛金	1, 568, 634	短期借入金	620,000
棚卸資産	1, 168, 770	一年内返済予定	1, 521, 899
前 払 費 用	129, 732	の長期借入金	1,021,000
繰延税金資産	33, 359	未 払 金	253, 701
その他	795, 288	一年内支払予定の 長期割賦未払金	206, 842
貸倒引当金	△ 1,589	未払法人税等	171, 330
固定資産		賞与引当金	14, 464
有形固定資産	3, 516, 462	その他	322, 397
賃 貸 用 資 産	675, 417	固定負債	4, 366, 479
建物及び構築物	1, 705, 359	社	370,000
土 地	836, 523	長期借入金	3, 664, 199
その他	299, 162	長期割賦未払金	128, 258
無形固定資産	173, 196	退職給付引当金	42, 605
投資その他の資産	3, 561, 931	繰延税金負債	711
建設協力金	987, 178	その他	160, 704
差入保証金	2, 020, 202	負 債 合 計	10, 297, 668
繰延税金資産	29, 123	資 本 金	1, 377, 874
その他	549, 914	資 本 剰 余 金	1, 507, 789
貸倒引当金	△ 24, 487	利益剰余金	526, 341
操 延 資 産	16, 437	その他有価証券評価差額金	Δ 5, 993
新株発行費	8, 253	自 己 株 式	Δ 7, 020
社 債 発 行 費	8, 183	資 本 合 計	3, 398, 991
資 産 合 計	13, 696, 660	負債および資本合計	13, 696, 660

連結損益計算書

(平成17年4月1日から) (平成18年3月31日まで)

(単位:千円)

		科		目		金	額
		営	業	収	益		
	営	売		_	高		26, 412, 708
6 ₽	業	営	業	費	用		
経	損	売	上	原	価	21, 171, 656	
常	益	販売	費及び	一般	管理費	4, 724, 978	25, 896, 634
'''		営	業	利	益		516, 073
損		営業	美 外	収	益		
	営	受	取	利	息	26, 180	
益	業	そ	0		他	23, 334	49, 514
	外	営業	美 外	費	用		
の	' '	支	払	利	息	117, 682	
部	損	持分	法によ	る投	資損失	13, 773	
ч	益	社(責 発 彳	亍 費	償 却	19, 226	
		そ	0		他	22, 118	172, 800
	経	常	,	利	益		392, 787
特別損	特	別	抽	Į	失		
益の部		固定	資 産	除	却損		2, 394
税	金	等 調 整	前当	期純	利益		390, 393
法	. 人 ;	税、 住 🛭	民税 及	び事	業税	214, 126	
法	.)	税	等 訓	司 垄	整 額	△ 25, 241	188, 885
当	i	期	純	利	益		201, 507

(ご参考)

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

株式会社ハブ・ア・グッド、 連結子会社名

株式会社音诵エフ・リテール

株式会社ジャムテック 株式会社音诵マルチメディア

非連結子会社の数及び会社名 該当事項はありません。

(注) 前会計年度において持分法適用会社であった㈱ハ ブ・ア・グッドは持株比率増加により、当連結会計 年度より連結の範囲に含めております。

㈱音通エフ・リテール、㈱音通マルチメディア、 ㈱ジャムテックは、株式取得に伴い、当連結会計年 度より連結の範囲に含めております。

㈱ハブ・ア・グッドは、平成17年4月28日の株式 取得に伴い、みなし取得日を平成17年4月1日とし ております。

㈱ジャムテックは、平成17年5月9日の株式取得 に伴い、みなし取得日を平成17年4月1日としてお ります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - 関連会社の数及び会社名 1社 マクロス株式会社
- 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原 価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産

品 オーディオ・ビジュアル商品……主として総平均法 商

による原価法

食料品、生活雑貨

(100円ショップ) ………売価環元法による 原価法

(生鮮食料品スーパー)……最終仕入原価法に

よる原価法

……先入先出法による

原価法

最終仕入原価法による原価法 貯 蔵 品 デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物及び構築物 定額法 上記以外の有形固定資産 定率法

主な耐用年数

 建物及び構築物
 3~47年

 賃貸用資産
 3~47年

 その他
 2~20年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における 利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則の規定する最長期間 (3年) にわたり均等償却をしております。

社債発行費

商法施行規則の規定する最長期間(3年)にわたり均等償 却をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお ります。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利キャップ取引及び金利スワップ取引については、特例 処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用して おります。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利キャップ及び金利スワップ

ヘッジ対象 借入利息

ヘッジ方針

当社グループは、借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

当社グループの行っている取引はキャップ取引及び金利ス ワップ取引のみであり、そのすべてが特例処理の要件を満 たすため、その判定をもってヘッジの有効性評価の判定に 代えております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価 法によっております。
- 6. 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、5年及び10年で均等償却しております。
- 7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 利益処分又は損失処理の取扱い方法については、連結会 計年度中に確定した利益処分又は損失処理に基づいてお ります。
- 8. その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 基本となる重要な事項はありません。

会計処理の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当連結会計年度から適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. **議決権の代理行使の勧誘者** 株式会社 音 通 代表取締役社長 岡 村 邦 彦

2. 総株主の議決権の数

98,258個

3. 議案および参考事項

第1号議案 第26期貸借対照表、損益計算書および利益処 分案承認の件

本議案の内容は、添付書類12頁から16頁までに記載 のとおりであります。

貸借対照表および損益計算書につきまして、当社取締役会および監査役は、法令および定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めております。

当期利益配当金につきましては、企業基盤の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき40銭とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - ① 今後の事業展開に備えるため、目的の一部を変更 するものであります。
 - ② 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規程の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
 - ③ 前記条文の新設、変更に伴い、必要な条数の調整を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	現行気	と款		変更	至 案
第	1章 総	則	第	第1章 総	則
(目 的	句)		(目	的)	
第2条	当会社は、	次の事業を営む	第2条	当会社は	、次の事業を営む
	ことを目的	りとする。		ことを目	的とする。
(1)	レコード、	ミュージックテ	(1)	レコード	、ミュージックテ
	ープ、カセ	マットテープ、電		ープ、カ	セットテープ、電
	気製品の肌	克売		気製品の	販売

- (2) カラオケ機及びゲーム機の 販売及びリース
- (3) 貸レコード店の経営
- (4) 貸レコードチェーン店の本 部の経営
- (5) CD (コンパクトディスク) ソフト、ビデオソフト、テ レビゲームソフト、カラオ ケソフトの販売
- (6) CD (コンパクトディスク) ソフト、ビデオソフト、テ レビゲームソフト、カラオ ケソフト販売チェーン店の 本部の経営
- (7) 不動産の<u>賃貸借</u>並びに<u>管理</u> 業務
- (8) 情報通信システムによる情報サービス及び情報提供サ ービス
- (9) コンピュータ機器の販売及 び賃貸借並びにソフトウェ アの制作売買
- (10) 前記(1)、(2)、(5)に掲げる中古商品の販売
- (11) 前記(1)、(2)、(5)に掲げ る商品及び中古商品の情報 通信システムによる販売
- (12) 飲食店の経営
- (13) 家庭用電気製品の販売
- (14) 酒類、たばこ及び日用雑貨の販売
- (15) スーパーマーケットの経営
- (16) フランチャイズチェーンシステムによるスーパーマーケットの経営
- (17) カラオケボックスの経営
- (18) 遊戯場の経営
- (19) 損害保険代理業
- (20) 経営コンサルティング業
- (21) 経理業務、計算業務の請負 及び代行
- (22) その他前各号に附帯する一 切の業務

変更案

- (2) カラオケ機及びゲーム機の 販売及びリース
- (3) 貸レコード店の経営
- (4) 貸レコードチェーン店の本 部の経営
- (5) CD (コンパクトディスク) ソフト、ビデオソフト、テ レビゲームソフト、カラオ ケソフトの販売
- (6) CD (コンパクトディスク) ソフト、ビデオソフト、テ レビゲームソフト、カラオ ケソフト販売チェーン店の 本部の経営
- (7) 不動産の<u>売買・交換・貸借</u> <u>及びその仲介</u>並びに<u>所有・</u> 管理及び利用
- (8) 情報通信システムによる情報サービス及び情報提供サービス
- (9) コンピュータ機器の販売及 び賃貸借並びにソフトウェ アの制作売買
- (10) 前記(1)、(2)、(5)に掲げ る中古商品の販売
- (11) 前記(1)、(2)、(5)に掲げ る商品及び中古商品の情報 通信システムによる販売
- (12) 飲食店の経営
- (13) 家庭用電気製品の販売
- (14) 酒類、たばこ及び日用雑貨 の販売
- (15) スーパーマーケットの経営
- (16) フランチャイズチェーンシステムによるスーパーマーケットの経営
- (17) カラオケボックスの経営
- (18) 遊戯場の経営
- (19) 損害保険代理業
- (20) 経営コンサルティング業
- (21) 経理業務、計算業務の請負 及び代行
- (22) その他前各号に附帯する一 切の業務

変 更 案

(新 設)

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および 取締役のほか、次の機関を 置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告 により行う。ただし、電子 公告によることができない 事故その他のやむを得ない 事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して行う。

第5条 当会社の公告方法は、電子 公告とする。ただし、事故 その他のやむを得ない事由 によって電子公告による公 告をすることができない場 合は、日本経済新聞に掲載 して行う。

第2章 株 式 (発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総 数は、355,000,000株とす る。

(新 設)

第2章 株 式 (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数 は、355,000,000株とする。

(自己株式の取得)

(公告の方法)

第6条 当会社は、商法第211条ノ 3第1項第2号の規定によ り、取締役会の決議をもっ て自己株式を買受けること ができる。

(1単元の株式数及び単元未満株券 の不発行)

- 第7条 当会社の1単元の株式数 第9条 当会社の単元株式数は、 は、1,000株とする。
 - 2 当会社は、1単元に満たな い株式数を表示した株券を 発行しない。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券 を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条 第2項の規定により、取締 役会の決議によって市場取 引等により自己の株式を取 得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不 発行)

- 1,000株とする。
 - 2 当会社は、第7条の規定に かかわらず、単元未満株式 に係る株券を発行しない。 ただし、株式事務取扱規程 に定めるところについては この限りではない。

現	行	定	幇

変更案

(新 設)

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当会社の株主(実質株主を 含む。以下同じ。)はその 有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができ ない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号 に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規 定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じ て募集株式の割当ておよび 募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第<u>11</u>条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u> を置く。
 - 2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事 務取扱場所は、取締役会の 決議によって<u>定め、これを</u> 公告する。
 - 3 当会社の株主名簿(実質株 主名簿を含む。以下同じ。)、 新株予約権原簿および株券 喪失登録簿の作成ならびに 備え置きその他の株主名 簿、新株予約権原簿および 株券喪失登録簿に関する事 務は、株主名簿管理人に委 託し、当会社においてはこ れを取扱わない。

(株式取扱規程)

当会社の株券の種類及び株 式の名義書換、実質株主通 知の受理、単元未満株式の 買取請求の取扱その他株式 に関する手続及び手数料に に関する手続及び手数料に 取扱規程に定める。

(名義書換代理人)

- 第<u>8</u>条 当会社は、<u>株式につき名義</u> 書換代理人を置く。
 - 2 <u>名義書換代理人</u>及びその事 務取扱場所は、取締役会の 決議によって選定する。
 - 3 当会社の株主名簿、実質株 主名簿及び株券喪失登録簿 は、名義書換代理人の事務 取扱場所に備え置き、株式 の名義書換、実質株主通知 の受理、単元未満株式の買 取請求の取扱、株券喪失登 録の手続き等株式に関する 事務は名義書換代理人に取 扱わせ、当会社においては これを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会の定める株式事務取扱規程に定め

変 更 案 (削 除)

(基準日)

第10条 当会社は、毎決算期現在の 株主名簿に記載又は記録さ れた株主(実質株主名簿に 記載又は記録された実質株 主を含む。以下同じ。)を もって、その決算期に関す る定時株主総会において権 利を行使すべき株主とみな す。

> 2. 前項のほか、必要があると きは、予め予告して臨時に 基準日を定めることができ る。

第3章 株 主 総 会 (株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、 営業年度末日の翌日から3 カ月以内に招集し、臨時株 主総会は、その必要がある 場合に随時これを招集す る。

(新 設)

(議 長)

第12条 株主総会の議長は、社長が これに当たる。社長に事故 あるときは、取締役会にお いて予め定めた順序によ り、他の取締役がこれに代 わる。

(新 設)

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、 毎事業年度終了後3カ月以 内に招集し、臨時株主総会 は、その必要がある場合に 随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議 決権の基準日は、毎年3月 31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長が これを招集し、議長とな る。
 - 2. 取締役社長に事故があると きは、取締会においてあら かじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招 集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集 に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載ま たは表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネ ットを利用する方法で開示 することにより、株主に対 して提供したものとみなす ことができる。

(決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令又 は本定款に別段の定めがあ る場合を除き、出席した株 主の議決権の過半数をもっ て行う。
 - 2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の</u>決議は、 <u>総株主</u>の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2 以上に当たる多数をもって 行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を 有する他の株主を代理人と して、その議決権を行使す ることができる。<u>この場合、</u> 株主又は代理人は代理権を 証する書面を当会社に提出 しなければならない。 (新 設)

(村) 政)

(議事録)

第15条 株主総会の議事について は、その経過の要領及び結 果を議事録に記載し又は記 録し、議長並びに出席した 取締役がこれに記名押印又 は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会 (員 数)

第<u>16</u>条 当会社に取締役は10名以内 を置く。

(選 任)

第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

変更案

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又 は本定款に別段の定めがあ る場合を除き、出席した議 決権を行使することができ <u>ろ</u>株主の議決権の過半数を もって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定 める決議は、議決権を行使 することができる株主の議 決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決 権の3分の2以上をもって 行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を 有する他の株主1名を代理 人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主 総会ごとに代理権を証明す る書面を当会社に提出しな ければならない。

(削 除)

第4章 取締役及び取締役会 (員 数)

第19条 (現行どおり)

(選任方法)

第<u>20</u>条 取締役は、株主総会におい て選任する。

(新 設)

2. 当会社の取締役の選任につ いては、累積投票によらな いものとする。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は、就任後2 年内の最終の決算期に関す る定時株主総会の終結の時 までとする。
 - 2. 補欠又は増員のため選任さ れた取締役の任期は、現任 取締役の残任期間とする。

(取締役会)

- 第19条 取締役会は、取締役社長が 招集しその議長となる。取 締役社長に事故があるとき は、取締役会において予め 定めた順序により、他の取 締役がこれに代わる。
 - 2. 取締役会招集の通知は、各 取締役及び各監査役に対 し、会日の3日前までに発 する。
 - 3. 取締役会の運営その他に関 する事項については、取締 役会の定める取締役会規程 による。

(代表取締役及び役付取締役)

- 締役の中から、社長1名 を、必要に応じて副社長、 専務取締役及び常務取締役 各若干名を選任する。
 - 2. 社長は、当会社を代表す る。

変 更 案

- 2. 取締役の選任決議は、議決 権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもっ て行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積 投票によらないものとす

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時ま でとする。
 - 2. (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の 定めがある場合を除き、取 締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があると きは、あらかじめ取締役会 で定めた順序により、他の 取締役がこれにあたる。 (削 除)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会の決議により、取 第23条 取締役会は、その決議によ って代表取締役を選定す る。
 - 2. 取締役会は、その決議によ って取締役会長、取締役社 長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各 若干名を定めることができ る。

変 更 案

3. 社長のほか、取締役会の決 議により、当会社を代表す る取締役を定めることがで きる。

(削 除)

(取締役会の招集権者及び議長)

定めがある場合を除き、取 締役社長がこれを招集し、 議長となる。

> 2. 取締役社長に事故があると きは、取締役会においてあ らかじめ定めた順序によ り、他の取締役が取締役会 を招集し、議長となる。 (新 設)

> > (新 設)

(報酬及び退職慰労金)

第22条 取締役の報酬及び退職慰労 金は、株主総会の決議にも って定める。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会は、法令に別段の 第24条 取締役会の招集通知は、各 取締役および各監査役に対 して会日の3日前までに発 する。ただし、緊急の必要 があるときは、これを短縮 することができる。

> 2. 取締役および監査役の全員 の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役 会を開催することができ る。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条 の要件を充たしたときは、 取締役会の決議があったも のとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、 法令または本定款のほか、 取締役会において定める取 締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他 の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利 益(以下、「報酬等」とい う。) は、株主総会の決議 によって定める。

	現	行	定	款
--	---	---	---	---

変更案

(新 設)

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条 第1項の規定により、任務 を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含 む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締 役会の決議によって免除す ることができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条 第1項の規定により、社外 取締役との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額 とする。

第5章 監査役

(員 数)

第<u>23</u>条 当会社に監査役<u>3</u>名以内を 置く。

(選 任)

第24条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

- 第25条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4 年内<u>の最終の決算期</u>に関す る定時株主総会の終結の時 までとする。
 - 2. 補欠<u>のため</u>選任された監査 役の任期は、退任した監査 役の<u>残任期間</u>とする。

(常任監査役)

第<u>26</u>条 <u>監査役はその互選により常</u> <u>任監査役若干名を定める。</u> 第5章 <u>監査役及び監査役会</u>(員 数)

第<u>29</u>条 当会社に監査役<u>4</u>名以内を 置く。

(選任方法)

- 第<u>30</u>条 監査役は、株主総会におい て選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任:期)

- 第<u>31</u>条 監査役の任期は、<u>選</u>任後 4 年以内に終了する事業年度 <u>のうち最終のもの</u>に関する 定時株主総会の終結の時ま でとする。
 - 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠<u>として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第<u>32</u>条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	(監査役会の招集通知)
	第33条 監査役会の招集通知は、各
	監査役に対して会目の3日
	前までに発する。ただし、
	緊急の必要があるときは、
	これを短縮することができ
	<u> </u>
	2. 前項の規定は監査役全員の
	同意がある場合に招集手続
	きを経ないで監査役会を開
	催することができる。
(新 設)	(監査役会規程)
(4) 1127	第34条 監査役会に関する事項は、
	法令または本定款のほか、
	監査役会において定める監
	査役会規程による。
(報 酬)	<u> </u>
第27条 監査役の報酬及び退職慰労	第35条 監査役の報酬等は、株主総
	会の決議によって定める。
<u>金</u> は、株主総会の決議 <u>をも</u> って定める。	云の伏蔵 <u>にようし</u> ためる。
<u>りて</u> ためる。 (新 設)	(監査役の責任免除)
(村) 成)	第36条 当会社は、会社法第426条
	第1項の規定により、任務
	を怠ったことによる監査役
	(監査役であった者を含
	む。)の損害賠償責任を、
	法令の限度において、取締
	役会の決議によって免除す
	<u>ることができる。</u>
	2. 当会社は、会社法第427条
	第1項の規定により、社外
	監査役との間に、任務を怠
	ったことによる損害賠償責
	任を限定する契約を締結す
	<u>ることができる。ただし、</u>
	当該契約に基づく責任の限
	度額は、法令が規定する額
	<u>とする。</u>

	現行定款		変更案
	(新 設)	第(3章 会計監査人の責任
	(新 設)	(会計鹽	監査人の責任限定契約)
		第37条	当会社は、会社法第427条
			第1項の規定により、会計
			監査人との間に、任務を怠
			ったことによる損害賠償責
			任を限定する契約を締結す
			<u>ることができる。ただし、</u>
			当該契約に基づく責任の限
			度額は、法令が規定する額
			<u>とする。</u>
第	<u>6</u> 章 計 算	第	<u>7</u> 章 計 算
(<u>営業</u> 年	<u> 手度</u>)	(<u>事業</u> 年	<u>F度</u>)
第 <u>28</u> 条	当会社の <u>営業</u> 年度は、毎年	第 <u>38</u> 条	当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年
	4月1日から翌年3月31日		4月1日から翌年3月31日
	までの1年 <u>とし、営業年度</u>		までの1年とする。
	末日を決算期とする。		
	記当金)		<u> </u>
第 <u>29</u> 条	利益配当は、毎決算期現在	第 <u>39</u> 条	当会社の期末配当の基準日
	の株主名簿に記載又は記録		は、毎年3月31日とする。
	された株主若しくは登録質	2.	前項のほか、基準日を定め
	権者に支払う。		て剰余金の配当をすること
/	77/4/	/ ====	<u>ができる。</u>
(中間西		(中間	
用 <u>30</u> 余	取締役会の決議により、毎	用 <u>40</u> 余	当会社は、取締役会の決議
	年9月30日 <u>現在の株主名簿</u> に記載又は記録された株主		に <u>よって</u> 、毎年9月30日を 基準日として中間配当を行
	若しくは登録質権者に対		<u> </u>
	し、商法第293条/5の規) _ C / ' C d ' d ' o '
	定による金銭の分配(中間		
	配当という。)を行うこと		
	ができる。		
(配当4	※等の除斥期間)	(配当4	
	利益配当金及び中間配当金		配当財産が金銭である場合
	が支払開始の目から満3年		は、その支払開始の日から
I		l	

第41条 配当財産が金銭である場合 は、その支払開始の日から 満3年を経過してもなお受 領されないときは、当会社 はその支払義務を免れる。

を経過してもなお受領され

ないときは、当会社はその

支払の義務を免れる。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石丸哲朗氏は、本総会終結の時をもって任期満 了となりますので、監査役1名の選任をお願いするも のであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得 ております。

氏 名 (生年月日)	略歴および	び他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
	平成8年6月	株式会社ナガオカスポー	
		ツ退社	
	平成10年10月	有限会社アップル設立	
石 丸 哲 朗		代表取締役社長	
		現在に至る	0株
(昭和27年9月11日生)	平成14年6月	当社監査役	
		現在に至る	
	(他の		
	有限会社アップ	プル代表取締役社長	

(注) 石丸哲朗氏は、社外監査役の候補者であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社は、本定時株主総会において、「第1号議案 第 26期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の 件」が承認された場合には、会社法第328条第1項に より会計監査人の設置が必要となります。つきまして は、上記第1号議案および「第2号議案 定款一部変 更の件」が承認されることを条件として、会計監査人 の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得 ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(1) 名称

新日本監査法人

(2) 事務所の所在地

東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル

(3) 沿革

平成12年4月1日

太田昭和監査法人とセンチ ュリー監査法人の合併によ り監査法人太田昭和センチ

ュリー設立

平成13年7月1日

新日本監査法人に名称変更 (平成18年3月31日現在)

1.722百万円

出資金

(4) 概要

人員構成

社 員 (公認会計士) 537名 職員(公認会計士) 1,093名

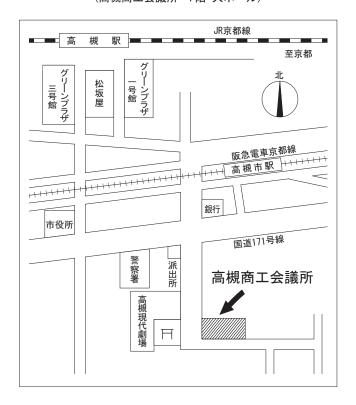
(公認会計士補) 1.160名

(その他) 661名

合計 3,451名

株主総会会場ご案内図

会場:大阪府高槻市大手町3番46号 (高槻商工会議所 4階 大ホール)



(交通機関)

- JR京都線 高槻駅下車 徒歩15分
- 阪急京都線 高槻市駅下車 徒歩10分
- ※会場は駐車スペースが限られておりますので、お車でのご 来場はご遠慮ください。